

## 軽自動車税種別割税額表

### 原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

車種区分		税額
原動機付自転車	50cc	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー ※ 1	3,700 円
	特定小型（電動キックボード等）※ 2	2,000 円
二輪の軽自動車（125cc 超 250cc 以下）		3,600 円
二輪の小型自動車（250cc 超）		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000 円
	その他	5,900 円
被けん引車二輪	ボートトレーラー等	3,600 円

※ 1 総排気量が 20cc を超え 50cc 以下又は定格出力が 0.25kw を超え 0.6kw 以下のもので

- ・ 輪距が 0.5m 超で 3 輪以上の車
- ・ 輪距が 0.5m 以下で車室を有する四輪以上の車
- ・ 輪距が 0.5m 以下で側面が解放されていない車室を有する三輪の車

のいずれかに該当するもの

※ 2 車体の大きさが長さ 1.9m 以下、幅 0.6m 以下のもので

- ・ 定格出力が 0.6kw 以下の電動機を用いること
- ・ 最高速度が 20km 毎時以下であること
- ・ 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと
- ・ AT 機構がとられていること

・ 道路運送車両の保安基準第 66 条の 17 に規定する最高速度表示灯が備えられていること

の要件を満たすもの

### 軽三輪車・軽四輪車

車種区分	税 額			
	初度検査年月		初度検査年月から 13 年を超える車両（重課）	
	平成 27 年 3 月以前	平成 27 年 4 月以降		
三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円	
四輪乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
四輪貨物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

### 軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）

令和 8 年 3 月 31 日まで（25%軽減対象車については令和 7 年 3 月 31 日まで）に新規検査（新車新規課税申告）を受けた一定の環境性能を有する四輪以上及び三輪の軽自動車については、その燃費性能に応じて、翌年度に限り軽自動車税種別割額が軽減されるグリーン化特例（軽課）が適用されます。

車種区分		税 額		
		電気自動車 天然ガス自動車※ 1	ガソリン車・ハイブリッド車※ 2	
			50%軽減対象車両	25%軽減対象車両※ 3
三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	自家用	2,700 円	-	-
四輪貨物	営業用	1,000 円	-	-
	自家用	1,300 円	-	-

※ 1 天然ガス自動車は、平成 21 年排出ガス規制 + 10%NOx 提言又は平成 30 年排出ガス規制適合車であること

※ 2 営業用乗用車であり、ガソリン車、ガソリンを内燃機関の燃料とするハイブリッド車で、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車であるとともに

50%軽減対象車両は、令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90%達成車

25%軽減対象車両は、令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成車

各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

※ 3 税率を概ね 25%軽減する措置は、令和 7 年 3 月 31 日までに新規検査（新車新規登録）を受けた分までとなります。